

佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業 実施要綱
(重度障害者グループホーム等事業)

(目的)

第1条 佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業は、指定共同生活援助事業所が重度障害者を受け入れるため及び障害児通所支援事業所が重症心身障害児を通所させるための支援体制の整備、強化に必要な費用を助成することにより、重度障害者又は重症心身障害児（以下、「重度障害者等という。」）が地域で生活できる住環境を整備し、もって在宅の重度障害者等及びその家族の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第21条の規定により認定される障害支援区分が4以上に該当する者であって、身体、知的、精神いずれかの障害を持ち、身体介護が必要な者とする。

2 この要綱において「医療的ケアが必要な者」とは、看護師等が実施する次の処置等を一つ以上必要な者とする。

吸引、酸素療法、吸入、呼吸器、経管栄養（胃ろう・腸ろうを含む）、導尿、その他県が認めた処置

3 この要綱において「重度障害者グループホーム」とは、障害者総合支援法第36条の規定により指定を受けた共同生活援助事業所であって、以下の要件を満たすものとする。

(1) 入居者は定員の8割以上を重度障害者とし、医療的ケアが必要な者も受け入れ可能となるよう、看護師等の配置体制の充実に努めること。

(2) 入居する重度障害者が使用する医療的ケアに係る機器及びその他重度障害者であることで特に必要となる設備、備品を備えていること。

(3) 短期入所事業所を併設することとし、短期入所専用居室を1室以上設けること。

(4) 県からこの事業の採択を受けたものであること。

4 この要綱において「重症心身障害児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項の規定による重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童とする。

5 この要綱において「重症心身障害児向け障害児通所支援事業所」とは、児童福祉法第21条の5の15の規定により指定を受けた児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所であって、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 主たる利用者は重症心身障害児とし、医療的ケアが必要な者も受け入れ可能となるよう、看護師等の配置体制の充実に努めること。
- (2) 利用する重症心身障害児が使用する医療的ケアに係る機器及びその他重症心身障害児であることで特に必要となる設備、備品を備えていること。
- (3) 県からこの事業の採択を受けたものであること。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 重度障害者等用設備整備事業

重度障害者グループホーム又は重症心身障害児向け障害児通所支援事業所（以下「重度障害者グループホーム等」という）を運営する法人に対して、利用者層が重度障害者等であることで特に必要となる次に掲げる備品や設備を整備した場合に要する経費を助成するものとする。

(2) 対象となる設備等

浴室介護リフト機、段差解消昇降機（スロープを含む。）、介護用ベッド、吸引機、酸素濃縮機、緊急通報装置、自動火災通報装置、スプリンクラー、その他県が必要と認めたもの

ただし、国庫補助等により新築・改修等を併せて行う場合には、国庫補助対象となる設備整備費は助成対象としない。

(助成の対象)

第4条 この事業の助成の対象は、重度障害者グループホーム等を整備、運営する法人とする。

(実施協議)

第5条 重度障害者グループホーム等の実施計画がある法人は、事前に実施協議書を提出するものとし、その様式は、別紙様式のとおりとする。なお、実施協議書の提出期限については、別に定めることとし、提出部数は1部とする。

(事業の採択)

第6条 提出された実施協議書に基づき内容を審査（必要に応じてヒアリングを実施）し、予算の範囲内で県費補助対象事業の採択を行い、採択にあたっては、事業実施の内定を通知する。

2 事業採択にあたっては、重度障害者等の地域生活を支援すること等を考慮して採択するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から施行する。